

国のトライアル雇用助成金を活用し、
トライアル雇用後に正規雇用を実現した
事業主の方へ



松山市から

「離職者等安定雇用奨励金」

を交付します。

松山市では、新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた方等の安定した雇用での再就職支援を目的に、事業者が国のトライアル雇用助成金の対象事業者として、離職者等を一定期間試行雇用した後に引き続き正規雇用が実現し、正規雇用期間が3か月経過※した場合に奨励金を交付します。

※トライアル雇用期間の日数によって月数が変わる場合があります。

離職者等安定雇用奨励金

15万円

／対象者 1人あたり
(1事業所 3人まで)

トライアル雇用助成金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方や職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する国の制度。

事業イメージ

トライアル雇用 (原則3か月)

正規雇用 (無期雇用契約) 3か月経過

ハローワーク・労働局

トライアル雇用求人を提出
(ハローワーク松山)

離職者等を
有期雇用で雇い入れる
(原則3か月)

トライアル雇用助成金申請
(愛媛労働局)

正規雇用で
雇い入れ
3か月経過後

松山市

離職者等安定雇用
奨励金申請

15万円
(1人:1事業者3人まで)

対象事業者

市内に事業所を有する事業者



必要な書類

- ① 松山市離職者等安定雇用奨励金交付申請書（様式第1号）
- ② 愛媛労働局に提出した「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用支給申請書の写し
- ③ 愛媛労働局からの「トライアル雇用助成金支給決定通知書」の写し
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 市内に事業所を有していることが確認できる書類（会社パンフレット等）
- ⑥ 雇入日が分かる雇用契約書及び対象者の市内住所が分かる労働者名簿
- ⑦ 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等が分かる書類の写し
（直近1か月の賃金台帳及び出勤簿）
- ⑧ 市税の完納証明書
- ⑨ 請求書



対象要件

- ① 市内に事業所を有しており、かつ市内事業所での雇用を行うものであること
- ② 対象労働者が雇入日から継続して、市内に在住していること
- ③ トライアル雇用開始日が、令和4年4月1日以降のものであること
- ④ トライアル雇用後も引き続いて、正規雇用（無期雇用契約）を締結していること
- ⑤ トライアル雇用期間と正規雇用期間の合計が6か月*を超えていること

*トライアル雇用期間の日数によって月数が変わる場合があります。

申請方法

窓口

松山市役所 本館8階 松山市産業経済部地域経済課窓口
【受付時間】 平日 8:30～17:15 [土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く]

郵送

松山市産業経済部地域経済課「離職者等安定雇用奨励金」担当
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

申請期限

令和5年2月28日(火)

※当日消印有効

お問い合わせ

松山市産業経済部地域経済課 労政・雇用担当
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
TEL:089-948-6550 FAX:089-934-1844

松山市離職者等安定雇用奨励金

検索

